



2024 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ シ ン
代 表 者 名 取 締 役 社 長 吉 田 守 孝
(コード：7259、東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経 理 部 長 内 山 芳 雄
(TEL 0566-24-8265)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2024 年 6 月 27 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、資本効率の向上を図り、成長領域での事業拡大を推し進めることを目的に、従前より継続的に政策保有株式の縮減に取り組んでまいりました。2023 年 9 月 14 日に公表いたしました 2025 年中期経営計画では、2025 年度を目途に政策保有株式の 1,000 億円以上の売却を掲げ、創出した資金を成長領域に投下し、リソースシフトを実現していくことを目指しております。2023 年度は政策保有株式を売却し、1,117 億円の資金を創出しており、中期経営計画の達成に向け着実に進めております。

政策保有株式の縮減は、投資先企業との対話を重視しながら継続的に進めていく方針ですが、この度、トヨタ自動車株式会社及び株式会社豊田自動織機から保有する当社株式の一部、株式会社デンソーからは保有する当社株式の全部（ただし、単元未満株式を除く。）の売却意向を確認いたしました。当社として最適な当該株式売却の手法を検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら、当社株主構成の能動的な再構築を図ることが可能であることから、この度、本売出しを決議いたしました。本売出しの実施により、下記の点を期待しております。

- ① 当社株主構成に鑑み、個人投資家及び海外を中心とした機関投資家による保有割合を増やし、長期的な視点に立ってご理解・ご支援頂ける株主層の拡大及び多様化を図ること
- ② 2025 年中期経営計画をはじめとして、当社の事業、成長戦略及び資本政策への理解を深めて頂く最適な機会となること
- ③ 新たな株主との対話を通じて、経営の規律をより一層高めることで、企業価値向上に資すること

本売出しの完了後もトヨタ自動車株式会社、株式会社豊田自動織機及び株式会社デンソーとの事業関係は変わらず、引き続き維持・強化してまいります。

なお、当社は、更なる株主還元の強化及び財務安全性と資本効率性のバランスを図ることを目的として、本日開催の取締役会において、1,000 億円及び 17,000,000 株を上限とする自己株式取得を実施することを決議いたしました。自己株式の取得については、当社が本日公表いたしました「自己株式取得に

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。加えて、自己株式の消却についても本日決議いたしましたので、当該自己株式の消却については、当社が本日公表いたしました「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

また、当社は、当社株式により投資しやすい環境を整えるため、本日開催の取締役会において、2024年10月1日付をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議しております。詳細については、本日公表いたしました「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社は、これからも強みであるハード・ソフトの幅広い商品群とものづくり力を生かし、競争力を強化していきます。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 33,862,500 株
種 類 及 び 数

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏 名 又 は 名 称	売 出 株 式 数
	株 式 会 社 デ ン ソ ー	12,964,900 株
	株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	12,964,900 株
	ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	7,932,700 株

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年7月8日（月）から2024年7月10日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）

(4) 売 出 方 法 野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。当社普通株式を取得し得る投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社が共同で行う。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役 伊藤 慎太郎に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 5,079,300株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から5,079,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役 伊藤 慎太郎に一任する。

＜ご参考＞

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主であるトヨタ自動車株式会社から5,079,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、5,079,300株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2024年8月9日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2024年8月7日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記記載の取引に関し、野村證券株式会社はSMB C日興証券株式会社と協議の上、これらを行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社豊田自動織機及びトヨタ自動車株式会社並びに当社株主であるトヨタ不動産株式会社は野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。